

第71回全国植樹祭協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第71回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）の趣旨に賛同する個人、法人、その他団体（以下「企業等」という。）が、植樹祭及び植樹祭関連行事（以下「植樹祭行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が第71回全国植樹祭島根県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 植樹祭行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
 - (2) 物品協賛 植樹祭行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供
 - (3) その他 前各号の他、実行委員会会長が特に認めるもの
- 2 前項第2号に規定する協賛物品は、別表1に定める「協賛物品の例示」のとおりとします。

(募集期間)

第3条 募集期間は、令和2年4月30日までとします。

(協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会会長は、植樹祭の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける企業等は、あらかじめ第71回全国植樹祭協賛申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会会長に提出していただきます。

- 2 実行委員会会長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに受理し、申込者に対し第71回全国植樹祭協賛申込受理書（別記様式第2号。以下「受理書」という。）により受理した旨を通知します。
- 3 実行委員会会長は、前項の規定により協賛を受理したときは、次の総会にこれを報告し承認を得ることとします。

(協賛金の支払等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、受理書とともに送付する振込依頼票等で実行委員会に協賛金を納付していただきます。

2 協賛金の領収書は、前項による振込依頼票と兼ねている振込金受取書又は各金融機関の振込受領書等をもって代えさせていただきます。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会会長が指定する方法により、協賛物品を納品していただきます。

- 2 第2条第2項による協賛物品の規格、色、デザインは実行委員会会長が指定するものとします。

- 3 複数の企業等（以下「協賛者」という。）から同一の物品協賛の申込があり、かつ、必要数以上となった場合には、申込順に受理するものとします。

（協賛の特典等）

- 第8条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により協賛を行った協賛者の特典は、別表2に定める「協賛者特典一覧」（以下「特典一覧」という。）のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会会長が、協賛内容から換算した金額により特典一覧の協賛金額の区分に応じたものとします。
- 2 第2条第1項第3号の規定による協賛者に対する特典の取扱は、前号に準ずるものとします。
 - 3 企業等が複数年（複数回）協賛した場合は、その合計額により算出した額に応じた特典とします。
 - 4 別表2に定める協賛者の特典は、実行委員会の承認を受けて新たな特典を追加する場合があります。

（協賛金の使途）

- 第9条 協賛金は、その全てを植樹祭行事の経費に使用し、目的外使途には一切使用しないものとします。

（協賛申込の不受理等）

- 第10条 実行委員会会長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。
- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は植樹祭を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
 - (3) 法令又は公序良俗に反する者
 - (4) 植樹祭について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
 - (5) その他実行委員会会長が不相当と判断する者
- 2 実行委員会会長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

（補則）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、総会で定めることとします。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

この要綱は平成31年4月30日から施行する。

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

別表1 (第2条第2項関係)

協賛物品の例示

1	広報活動用車両 (実行委員会で広報活動等に使用する車両。貸与を含む。)
2	スタッフ用ベスト
3	スタッフ用帽子
4	招待者に配付する物品 (1) 配付物入れ紙バッグ (2) 手荷物検査用ビニール袋 (3) 帽子 (4) ポケットコート (雨具)
5	記念式典で使用する木製品 (1) プランターカバー (2) 木製ベンチ
6	式典・植樹で使用する物品 (1) 移植ごて (2) 軍手 (3) 飲料水
7	その他 上記以外に全国植樹祭の実施に要する物品
【留意事項】 実行委員会会長が、協賛物品の規格、色、デザインを指定します。	

別表2（第8条第1項関係）

協賛者特典一覧

区 分		200万円 以上	100万円 以上 200万円 未満	30万円 以上 100万円 未満	10万円 以上 30万円 未満	1万円 以上 10万円 未満
1	全国植樹祭式典等への「特別招待者枠」を確保	2枠確保	1枠確保			
2	実行委員会会長（島根県知事）による感謝状贈呈式の開催（対外的にPR）					
3	式典（エピローグ）大型スクリーンへの協賛者名の掲載					
4	実行委員会発行の定期刊行物、式典プログラム、式典会場協賛者ボード、全国植樹祭記念誌への掲載					
5	全国植樹祭ホームページでの協賛者のバナー広告（協賛者HPへリンク）					
6	全国植樹祭ホームページでの協賛者の紹介					
7	植樹祭支援呼称・シンボルマーク等の使用					

【留意事項】

- ①協賛者の特典区分について
網掛部分が協賛者の特典となります。
なお、新たな特典を追加する場合があります。
- ②「3～6」について
掲載については協賛金の多い順とし、同額の場合には申込み順とさせていただきます。
なお、金額と申込みが共に同じ場合は、五十音順に紹介させていただきます。
また、掲載、紹介スペースの関係から協賛者のロゴマークの大きさや掲載有無を調整させていただく場合があります。
- ③実行委員会発行の定期刊行物への掲載について
定期刊行物は、平成30年度から令和2年度までに各年度1～2回発行する予定です。
- ④全国植樹祭ホームページへの掲載について
全国植樹祭専用ホームページに、協賛金納入後（または協賛物品の納品後）掲載します。
- ⑤「7」について
植樹祭支援呼称は、「〇〇〇（協賛者名）は第71回全国植樹祭を応援しています。」とし、使用時期は、協賛金の納入後（または協賛物品の納品後）とします。

第71回全国植樹祭協賛申込書

令和 年 月 日

第71回全国植樹祭
島根県実行委員会
会長 丸山 達也 様

住所又は所在地

名称

代表者（役職・氏名）

第71回全国植樹祭に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の形態（該当する協賛形態を囲んでください。）

資金協賛 ・ 物品協賛 ・ その他協賛

2 協賛の内容

(1) 資金協賛

金額 金 円

納入予定時期 令和 年 月 日

(2) 物品協賛

品名

数量

納品予定時期 令和 年 月 日

(3) その他（機器等の無償貸与、輸送運搬、広告掲示など協賛内容をご記入ください。）

3 協賛特典について

(1) 下表の網掛け部分が協賛者の特典になります。

該当する特典について、希望しない項目があれば×を記入してください。
(希望する場合は無記入で結構です。)

区 分		200万円 以上	100万円 以上 200万円 未満	30万円 以上 100万円 未満	10万円 以上 30万円 未満	1万円 以上 10万円 未満
1	全国植樹祭式典等への「特別招待者枠」を確保	2枠 確保	1枠 確保			
2	実行委員会会長(島根県知事)による感謝状贈呈式の開催(対外的にPR)					
3	式典(エピローグ)大型スクリーンへの協賛者名の掲載					
4	実行委員会発行の定期刊行物、式典プログラム、式典会場協賛者ボード、全国植樹祭記念誌への掲載					
5	全国植樹祭ホームページでの協賛者のバナー広告(協賛者HPへリンク)					
6	全国植樹祭ホームページでの協賛者の紹介					
7	植樹祭支援呼称・シンボルマーク等の使用					

(2) 貴ホームページのアドレスを記入してください。(協賛金額10万円以上で、第71回全国植樹祭公式ホームページからのリンクを希望する場合のみ記載。)

4 連絡先

所属

役職担当者

電話

F A X

メール

第71回全国植樹祭協賛申込受理書

令和 年 月 日

様

第71回全国植樹祭島根県実行委員会
会長 丸山 達也

令和 年 月 日付けで提出のありました「第71回全国植樹祭協賛申込書」を受理いたしました。

協賛金の納入方法（又は協賛物品の納品方法）等につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

記

1 協賛金の納入方法

①振込依頼票による場合

同封の振込依頼票により（株）山陰合同銀行の本店・各支店で振込をお願いします。

②①以外による場合

最寄りの金融機関で第71回全国植樹祭島根県実行委員会の口座に直接振込をお願いします。

【振込口座】

金融機関：株式会社 山陰合同銀行県庁支店

口座種別：普通 口座番号：

名 義：第71回全国植樹祭島根県実行委員会事務局長

(フリガナ) ダイナナジュウイッカイゼンコクシヨクジュサイシマネケン
ジッコウイインカイジムキョクチョウ

2 物品協賛の納品方法

物品協賛の納品は、別添の方法により納品をお願いします。

【担当者】氏名

電話番号

メールアドレス